

銀行法改正法案による電子決済等代行業の規制に対する見解についてのご案内



2017年3月17日
マネーツリー株式会社

マネーツリー株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：ポール チャップマン、以下、「マネーツリー」）は、2017年3月3日（金）に閣議決定された平成29年銀行法改正法案により、さらにユーザーの皆さまがセキュアな環境のもとFinTech分野のサービスを利用できるものとなるとともに、金融業界のエコシステム化を加速するものと捉えています。

今回の銀行法改正法案を踏まえ、弊社は、金融庁へ「電子決済等代行業者」として登録申請を行う方針です。一事業主および一般社団法人Fintech協会理事として、API分科会への参加を通じ、金融庁、全国銀行協会及びFISC（金融機関における安全対策基準を策定する公益社団法人）と十分に改正の内容を協議してまいりました。弊社は改正法案の内容を考慮した上でも、MT LINKのアグリゲーションサービスは「電子決済等代行業」に該当します。

今回の改正法案により、情報セキュリティの対策および利用者保護への措置が求められることになりました。この点においては、弊社はFinTech業界全体を牽引してきました為、引き続き、MT LINKの利用者の口座情報は「セキュリティの安全性・プライバシー保護・個人情報取り扱いの透明性」を維持するという理念のもと、安全な管理に尽力していきます。今後も皆様から一層のご指導とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

金融庁の改正法案についての詳しい情報は、こちらをご覧ください：

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>